

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づく聴聞の実施について …… 2 (和幸モーターレン株式会社)	
一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案に関する聴聞の期日変更について …… 4	
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案 …… 5	
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案 …… 7	

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

和幸モーターレン株式会社
代表取締役 山田 敦
埼玉県越谷市瓦曾根2丁目8番20号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

(1) 和幸モーターレン株式会社

埼玉県越谷市瓦曾根2丁目8番20号
認証番号 第4-4283号
指定番号 関東指第4-894号

(2) 和幸モーターレン株式会社 上尾店

埼玉県上尾市大字上295番地1
認証番号 第4-3858号
指定番号 関東指第4-1922号

4. 期 日

(1) 和幸モーターレン株式会社

令和7年3月21日(金) 13時30分

(2) 和幸モーターレン株式会社 上尾店

令和7年3月21日(金) 15時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

(1) 和幸モーターレン株式会社

道路運送車両法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

(2) 和幸モーターレン株式会社 上尾店

道路運送車両法第94条の5、同法第94条の5第1項、同法第94条の6第1項及び同法第94条の6第2項の規定違反

令和7年2月26日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条 第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案に関する聴聞の期日変更 について

事案番号24G07により公示した聴聞の期日を下記のとおり変更したため公示する。

令和7年2月27日

関東運輸局長 藤田 礼子

記

(変更前) 令和7年2月26日 13時30分

(変更後) 令和7年4月8日 13時30分

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和7年3月3日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 24B35

1. 事業者の氏名及び住所
小谷家 慎吾
東京都江東区
2. 予定される処分内容
道路運送法第86条に基づく、個人タクシー事業の期限更新を認めない処分
3. 聴聞の期日
令和7年3月27日(木) 午後1時30分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車交通部旅客第二課
電話045(211)7246

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和7年3月3日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 24B36

1. 事業者の氏名及び住所
有間 明彦
東京都足立区
2. 予定される処分内容
道路運送法第86条に基づく、個人タクシー事業の期限更新を認めない処分
3. 聴聞の期日
令和7年3月27日(木) 午後3時30分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車交通部旅客第二課
電話045(211)7246

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年3月6日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B34号 横田 理美子

1. 令和7年2月10日
2. 栃木地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を10分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 下限運賃 |
| (イ) 大型車 | 下限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 下限運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年3月6日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B37号 山本 めぐみ

1. 令和6年11月29日
2. 栃木地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を10分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | D運賃 |
| (イ) 大型車 | D運賃 |
| (ウ) 普通車 | 下限運賃 |